（特例追納の申出等）

第二条　令第八条第一項の規定による保険料の納付（以下「特例追納」という。）の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えて、これを日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。

一～三　（略）

２～４　（略）

（老齢基礎年金の額の改定の請求）

第三条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～十　（略） ３・４　（略）	（認定の請求） **第一条**　（略） ２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 三～十　（略） ３・４　（略）

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十六条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出） **第十九条**　（略） ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略）	（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出） **第十九条**　（略） ２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 二　（略）